

京都市告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年9月8日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ノンラベル	就労移行支援	ノンラベル(指定自立訓練・指定就労移行支援・指定就労継続支援事業所) 2610501922	京都市南区久世川原町115番地	令和4年8月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)